

厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績

医科点数表第2章第10部手術通則の第5号及び第6号に掲げる手術

算出期間 2024年1月～2024年12月

区分1に分類される手術		手術件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	7
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0
区分2に分類される手術		手術件数
ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	85
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3に分類される手術		手術件数
ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0
区分4に分類される手術		手術件数
	胸腔鏡または腹腔鏡を用いる手術	24
その他の区分に分類される手術		手術件数
ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術	1
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥種切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0